

よねこく通信



7
12火

特殊車両の取締りを行いました

～ 適正な道路利用の促進・良好な道路環境の維持 ～



7月12日（火）国道113号 小国町大字沼沢地内の駐車帯にて、特殊車両の指導取締りを行いました。

違法に重量を超過した車両は道路や橋などの構造物に多大なダメージをあたえます。また、高さや幅を超過している車両が橋梁等に衝突する重大事故も発生しています。

そのため、国土交通省では違法通行している大型車両の指導、取締りを行い適正な道路利用を促進し、良好な道路環境の維持に努めています。



▲ 許可条件内か車両の寸法・重量を計測

| 車両の諸言 | | 一般的制限値（最高限度） |
|-------|--------|--|
| 幅 | | 2.5 メートル |
| 長さ | | 12.0 メートル |
| 高さ | | 3.8 メートル（高さ指定道路は4.1メートル） |
| 重さ | 総重量 | 20.0 トン（高速自動車道路又は重さ指定道路は25.0トン） |
| | 軸量 | 10.0 トン |
| | 隣接軸重 | ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン <small>（ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン）</small> ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 20.0トン |
| | 輪荷重 | 5.0 トン |
| | 最少回転半径 | 12.0 メートル |

◀ 一般的制限値を1つでも超える場合は、「通行許可」が必要です。

車両の構造または車両に積載する貨物の特殊性から、道路管理者が認めた場合に限り、車両の通行を許可します。

定められたルールを守りましょう。

特殊車両とは主に大型トレーラなど、一般的制限値のいずれかを超える車両のことをいいます。

今回の指導取締りでは幸いなことに悪質な違反車両はありませんでしたが、通行許可証不携帯の車両があったため出張所長名による指導警告を行いました。

通行許可申請と許可条件の遵守をお願いします



国土交通省 山形河川国道事務所
米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2
TEL：0238-37-5300 FAX：0238-37-5303

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yoneiji/>

道路の異常を発見したら、**道路緊急ダイヤル（無料） #9910** へお知らせ下さい！

